

■減免の対象となる障がいの程度

本人が運転される場合と、生計同一者・常時介護者が運転される場合とで異なります。

障がい等の区分	障がいの級別	
	本人運転	生計同一・常時介護者運転
視覚障がい	1級、2級、3級、4級の1	
聴覚障がい	2級、3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	
上肢不自由（上肢機能障がい）	1級、2級の1、2級の2 （一上肢のみに機能障がいがある場合を除く）	
下肢不自由（下肢機能障がい）	1級～6級	1級、2級、3級の1
体幹不自由（体幹機能障がい）	1級、2級、3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級 （一上肢のみに機能障がいがある場合を除く）
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝機能障がい	1級～3級	
併合障がい（併○級）	1級～4級	1級～3級
戦傷病者手帳	別途お問い合わせください。	
療育手帳	総合判定A	総合判定A（特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含みます。）
精神障害者保健福祉手帳	1級	

■運転者と所有者の関係、使用目的等

障がい者以外の方が運転される場合は、障がい者のために使用されていなければなりません。

運転者	障がいの状況	所有者	使用目的
障がい者本人		障がい者本人	目的は問わない
生計同一者 ※配偶者又は6親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障がい者本人又は生計同一者	専ら 障がい者の 1 通院 2 通学 3 通所 4 生業 等
	上記以外の方	障がい者が18歳未満 障がい者が18歳以上	
常時介護者 ※障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者を常時介護する者		障がい者本人	日常的に

※専ら…少なくとも半年以上の間、毎月数回（週1回）以上

※日常的に…少なくとも1年以上の間、週3回程度以上